

特定非営利活動法人 鹿児島県有機農業協会

有機酒類認証規程

(適用の範囲)

第1条 有機農畜産物加工酒類とは「有機農畜産物等を原材料に使用し、酒税法等に基づく酒類として加工したもの」を指す。製造方法、記帳方法に至るまで管轄が財務省であるため、JAS法に基づく表示規制の対象となっていない。有機酒類は、国税庁の定める「酒類における有機等の表示基準」に従って表示することとされている。

本会が行う有機酒類認証は、国税庁の定める「酒類における有機等の表示基準」に則った酒類の製造を行うことのできる製造業者によって製造され、「酒類における有機等の表示基準」を満たす酒類であることを検査の範囲において保証するものとする。

(認証を行う酒類の区分及び種類)

第2条 本会が認証を行う酒類の区分は国税庁の定める有機農畜産物加工酒類とし、種類は有機農畜産物加工酒類（有機畜産物を原材料として使用していないものに限る。）とする。

(認証を行う対象)

第3条 本会が認証を行う者は、酒類の製造及び販売に係る我が国の法律を遵守し、国税庁の定める以下を満たす酒類製造業者とする。業態が詰め替え及び輸入である者は除く。

- (1) 酒類における有機等の表示基準（平成12年国税庁告示第7号）
- (2) 酒類における有機等の表示基準の取り扱い等（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達）

(講習会)

第4条 本会は、前条の基準等に、以下の者が、本会の指定する有機酒類に関する講習会を受講修了することを付加する。

- (1) 品質管理責任者
- (2) 生産行程の検査及び表示責任者

(表示)

第5条 本会は、第3条の基準等に規定する表示基準に加え、本会が定める独自認証マークを使用することができるものとする。

(その他)

第6条 第1条から第5条に掲げることを除き、認定や調査に関する事項、認定手数料等の費用に関する事項、その他認証に必要な事項については、原則として本会が定める「業務規程」を準用するものとする。ただし、以下の点は読み替える。

- (1) 認定 ⇒ 認証
- (2) J A S 規格、認定の技術的基準 ⇒ 酒類における有機等の表示基準、酒類における有機等の表示基準の取り扱い等
- (3) 認定生産行程管理者等 ⇒ 認証酒類製造業者等
- (4) 生産行程管理責任者 ⇒ 品質管理責任者
- (5) 格付 ⇒ 生産行程の検査及び表示

附則 (平成24年6月13日付け24鹿有協あ-6-01)

この規程は、平成24年6月13日から施行する。